

酒田市立泉小学校いじめ防止基本方針

【「いじめ」の定義】

【いじめ防止対策推進法 第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

1 いじめ対策のための組織

本校のいじめ防止およびいじめ発生時に組織的に対応するため、以下の2つの組織を置くこととする。

- (1) いじめの未然防止、早期発見、早期対応のため常設組織として「いじめ対策委員会」を設置する。

構成は基本的に、

校長・教頭・教務・養護教諭・生徒指導主任・教育相談担当教諭・担任 とする。

ただし、校長の指導のもと、教頭が主導して関係職員を招集し、機能する体制を柔軟に決定していく。また、随時「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

- (2) 重大事態が発生し、調査が必要になったときの臨時組織として「校内いじめ調査委員会」を設置する。

上記の「いじめ対策委員会」を母体とし、市教育委員会の指示のもと、必要に応じて以下のメンバーを招聘する。また、事態の性質に応じて適切な外部の専門家等を加え、適切な対応を行う。

- ☐保護者 P T A 正副会長、当該学年委員長及び当該学級 P T A 評議員
☐地域 自治会長、主任児童委員、民生児童委員
☐市教育委員会等 指導主事、市福祉関係者、児童相談所職員

- (3) 上記(1)(2)の会議録を作成し、保存する。

(4) 年間計画

4月	児童理解研修会（配慮の必要な児童についての共通理解）
6月	職員研修 Q - U アンケート実施 いじめアンケート実施（児童、保護者） いじめ対策委員会
7月	個人面談
11月	Q - U アンケート実施 いじめアンケート実施（児童、保護者） いじめ対策委員会
12月	個人面談
1月	職員研修
2月	心の調査（担任による学級児童の把握） いじめ対策委員会

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止について

いじめは、本校のどの子どもにも起こりうることでありという前提のもと、より根本的ないじめの問題克服のためには、全児童を対象とした未然防止の観点が必要であることを共通理解したうえで、いじめを生まない土壌をつくるために、「いじめ対策委員会」がイニシアティブをとり、全職員が一体となって継続的に取り組んでいく。また、いじめを未然に防止するため、日常的に以下の点に配慮していく。

- ① いじめの態様・特質・原因・背景などについて、全教職員・全児童で共通理解を図る。
- ② 日頃より、自己有用感・自己肯定感を育んでいく。
- ③ 日頃より、心の通じ合うコミュニケーション能力を育んでいく。
- ④ 授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくり、集団づくりに努める。
- ⑤ 児童の集団の一員としての自覚や自信を育み、ストレスがなく互いを認め合えるような人間関係・学校風土づくりに努める。
- ⑥ 児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように、教職員の言動や指導のあり方に細心の注意を払う。
- ⑦ 日常的な道德教育・人権教育・生徒指導の充実を目指し、計画的に推進する。

(2) いじめの早期発見について

いじめを早期に発見するために、主に以下の点について取り組む。

- ① 定期的なアンケート調査（「いじめアンケート（児童）」「いじめアンケート（保護者）」）を年2回実施し、実施後の児童との面談を行う。
- ② 児童相互の誹謗中傷を生む可能性のあるIT機器について、正しい使い方やマナーなどについて学ぶ機会をつくる。
- ③ 児童・保護者が担任や学校に悩みを打ち明けることができない場合もあることを鑑み、気軽に相談できるように、外部の相談窓口についての資料を積極的に配布し、情報提供を行っていく。
- ④ 毎週の打ち合わせで子どもについて語る時間を位置づけ、全職員で共通理解を図る。
- ⑤ 日頃から、児童の様子を見取り、少しの違和感を逃さずに担任等による情報キャッチを細やかにし、報告・連絡・相談・確認を確実に実施する。
- ⑥ いじめを発見するためのチェックリスト等を作成し、共有・実施していく。

(3) いじめへの早期対応について

特定の教員が一人で対応を抱え込まないように、「いじめ対策委員会」が主導しながら、以下の点に留意して対応していく。

※把握すべき情報（いじめられた児童側・いじめた児童側双方のプライバシーに十分配慮する）

- | | |
|----------------|--------------------|
| ◆誰がだれをいじめているのか | ◆いつどこで起こったのか |
| ◆どんな内容のいじめか | ◆どんな被害を受けたのか |
| ◆いじめのきっかけは何か | ◆いつ頃からどのくらい続いているのか |

① 素早い事実確認・報告・相談

- ・発見時の即時対応と応援要請（発見者等）
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等の外部機関との連携（教頭）
- ・発見場所等での1次聞き取りと対応（発見者、応援者）
- ・関係者からの聞き取り（担任、学年主任、生き方指導部）

- ・学年主任、生徒指導担当、教頭、校長への報告
- ⇒★複数による事実確認 ★記録の共有と保存

② 被害者を守る姿勢・加害者への指導

- ・被害児童の継続的カウンセリング（担任、学年主任、養護教諭、ＳＣ等）
- ・今後の生活の仕方や授業、諸活動への参加等に関する相談（学年主任、担任等）
- ・教室、相談室等居場所への配慮（学年主任、教育相談担当、養護教諭、担任等）
- ・加害児童に対する事実の確認（学年主任、担任、生き方指導部等）
- ・いじめの背景にあるものの受け止め（学年主任、担任、生き方指導部等）
- ・事実に対する指導と今後の生き方に関する指導の継続（学年主任、担任、生き方指導部等）
- ・児童同士の話し合いの設定の検討（学年主任、担任、生き方指導部等）

③ 発見・通報を受けての組織的な対応

- ・事実確認、聞き取り、支援等の役割確認と指示（対策委員会）
- ・事実の確認と今後の指導方針の明確化（対策委員会）
- ・指導内容の確認：当事者へ、周囲の児童へ（対策委員会、生き方指導部、学年主任）
- ・保護者への説明、対応等の確認（対策委員会、生き方指導部、学年主任）
- ・再調査の必要性の確認と実施（対策委員会、生き方指導部、学年主任）
- ・学年や全校児童への指導と再発防止策の検討（生き方指導部、学年）

④ 被害・加害児童の保護者への対応

- ・被害児童保護者への丁寧な説明と謝罪（学年主任、担任、教頭）
 - ・被害児童保護者の気持ちの受け止め（学年主任、担任、教頭）
 - ・加害児童の保護者への丁寧な説明と理解（学年主任、担任、教頭）
 - ・保護者同士の面談の検討（学年主任、担任、教頭）
 - ・短期、長期の学校の指導方針と指導内容の説明（学年主任、教頭）
- ⇒再発防止策を含め事後の見通しを示し、保護者の理解を得ていく。

⑤ 集団への働きかけ

- ・関係学級や集団へのケアと指導（担任、学年主任、生き方指導部）
- ・学級、学年、全校児童への指導と考えさせる機会の設定（生き方指導部、学年主任、担任）

⑥ ネットいじめへの対応

- ・情報収集と事実確認（学年主任、担任、生徒指導主任）
- ・記載事項削除依頼（生徒指導担当、教頭）
- ・学校だより等での情報提供と家庭への啓蒙（学年主任、担任、校長）
- ・酒田市教育委員会との連携（教頭、生徒指導主任）
- ・酒田警察署との連携（教頭、生徒指導主任）

⑦ 事後の確認

- ・いじめに係る行為の解消については、被害者に対するいじめが止んでいる状態が相当の期間継続していることであり、この相当の期間とは少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらずより長期の期間を設定する。この相当の期

間の後、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※指導にかかわるすべての記録は共有フォルダに保存し、全職員で共通理解できるようにしておく。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭と密接に連携していく。機会をみつけていじめの問題について協議する場を設けていく。この場合、適切な情報開示と情報収集に心がける。

(5) 関係機関との連携について

市教育委員会と連携して指導しながら、さらに十分な効果をあげるために、必要に応じて、外部の関係機関とも密接に連携して対応していく。

＜関係機関の例＞

警察、児童相談所、こども未来課、法務局、スクールカウンセラー、医師、弁護士、心理・福祉の専門家 など

(6) 教育相談体制の在り方について

相談室を設置し、いじめで悩んでいる児童が相談しやすいようにする。

また、日頃から、教育相談担当教諭を中心に、日頃の児童の情報収集や気になる児童の共通理解を図る。

(7) 生徒指導体制の在り方について

いじめ事案が発生した場合は、いじめ対策委員会が中心となり、組織的に対応していく。また、事案が発生してからに対処的な生徒指導だけではなく、日頃からいじめ根絶について児童に語りかけるなど、攻めの生徒指導も積極的に行っていく。

(8) 校内研修について

全職員がいじめの発生メカニズムや対処方法などについて校内で学ぶ機会を設ける。

3 重大事態が発生したとき

(1) 対応手順について

重大な事態が発生した場合は、以下のことを行う。申し立てがあった場合は、「重大事態が発生したもの」として報告・調査に当たる。

【重大事態とは（いじめ防止対策推進法 第28条）より】

- ①いじめにより、本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより、本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①調査組織を設置し、早期対応にあたる。

酒田市教育委員会が、事案の調査を行う主体や調査組織について判断する。

(学校主体か教育委員会主体か)

1) 学校主体の調査の場合

「校内いじめ調査委員会」を母体として酒田市教育委員会の指導のもと対応する。
この場合、事態の性質に応じて適切な専門家を加えることも考慮する。

2) 設置者主体の調査の場合

学校主体の調査では必ずしも十分な結果を得ることができないと設置者が判断した場合に実施する。

この場合、いじめられた児童・保護者が望む場合、酒田市長等による調査を実施することもあり得る。

②質問票の使用、その他の適切な方法による調査を行う。

③外部専門機関と綿密な連携を図る。

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるような重大な事態の場合は、教育委員会はもとより、その他の関係機関と密接に連携していく。

④事態の報告・説明をする。

1) 地方公共団体への報告（酒田市長、酒田市教育委員会）へ報告

調査結果は酒田市長および酒田市教育委員会へ報告する。

また、いじめを受けた児童およびその保護者が希望する場合は、調査結果に対するいじめを受けた児童およびその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて酒田市長へ送付する。

2) いじめを受けた児童およびその保護者への説明

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童およびその保護者に説明する。情報提供は、適時・適切な方法で、経過報告も行う。（児童のプライバシー保護に配慮）

（２）調査の実施について

＜留意点＞

- ①事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ②因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ③学校と教育委員会が事実と向き合うことで、事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。（民事・刑事責任追及や争訟への対応を直接的な目的としない）
- ④事実と向き合うため、附属機関への積極的な資料提供を図る。

＜いじめられた児童から聴き取りが可能な場合＞

- ①児童からの十分な聴き取りをする。
- ②在籍児童や教職員への質問紙法調査や聴き取り調査を実施する。
- ③質問紙法によるアンケート調査は、いじめられた児童またはその保護者に情報を提供する場合がある旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する。
- ④児童の状況に合わせた継続的なケアを心がける。
- ⑤落ち着いた学校生活復帰の支援・学習支援を行う。

<いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合（自殺等）>

- ①保護者の要望・意見の十分な聴取を行う。
- ②保護者と調査についての十分な協議を行う。
- ③在籍児童や教職員へ質問紙法調査や聴き取り調査などを実施する。

<自殺の背景調査の留意事項>

その後の自殺を防止する観点から、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

この際、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（H 2 3 年 3 月：児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

未だその一部しか解明されたとすぎないと判断した場合は、調査資料の再分析や新たな調査も行うものとする。

H 2 5 年 1 0 月作成

R 3 年 5 月更新

R 4 年 4 月更新

R 5 年 5 月更新

R 7 年 5 月更新